



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

食品ロス・リサイクルの現状と フードバンク活動の推進について

令和4年9月
農林水産省

外 食 ・ 食 文 化 課
食 品 ロ ス ・ リ サ イ ク ル 対 策 室
室 長 森 幸 子

1 食品ロス・リサイクルの現状

食品ロスが引き起こす問題

環境問題

水分の多い食品は、廃棄の際に
運搬や焼却で余分なCO₂を排出

食料生産により
多量のエネルギーを消費

市町村におけるごみ処理経費

2兆1,290億円 (令和2年度)
(平成25年度比+2,780億円(+15%))

1人当たりの経費 = **16,800円/年**
(平成25年度比+2,400億円(+17%))

食料問題

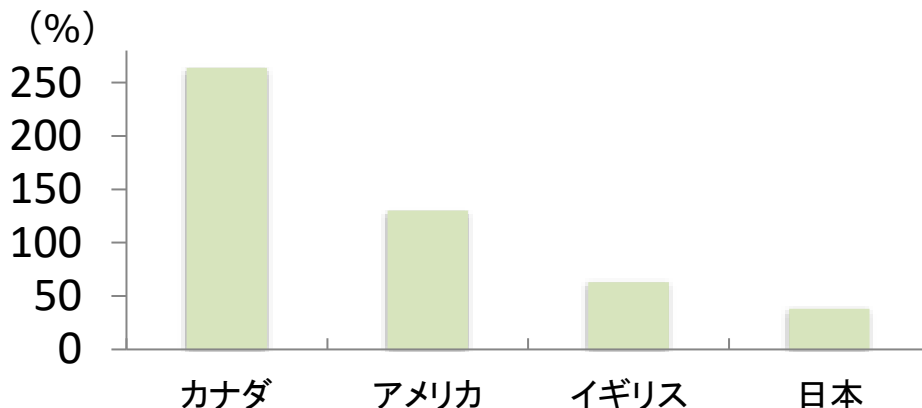
世界の9人に1人が栄養不足
(約8億人)



世界人口
国連推計
77億人
(2019)
↓
97億人
(2050)

摂取カロリーから見た食料自給率

37% (令和2年度)
(先進国では最低水準)



食品ロスに関する国際的な関心の高まり

- ✓ 2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、食料の損失・廃棄の削減を目標に設定。

■ 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（平成27年9月）

ミレニアム開発目標の後継となる2016年以降2030年までの国際開発目標（17のゴールと169のターゲット）27年9月に国連で開催された首脳会議にて採択。



ターゲット12.3

2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

ターゲット12.5

2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



経済財政運営と改革の基本方針 2022

新しい資本主義へ ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

第1章 我が国を取り巻く環境変化と日本経済

1. 国際情勢の変化と社会課題の解決に向けて

我々はこれまでの延長線上にない世界を生きている。世界を一変させた新型コロナウイルス感染症、力による一方的な現状変更という国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略、権威主義的国家による民主主義・自由主義への挑戦、一刻の猶予も許さない気候変動問題など我が国を取り巻く環境に地殻変動とも言うべき構造変化が生じるとともに、国内においては、回復の足取りが依然脆弱な中での輸入資源価格高騰による海外への所得流出、コロナ禍で更に進む人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化など、内外の難局が同時に、そして複合的に押し寄せている。

我々に求められるのは、この難局を単に乗り越えるだけでなく、こうした**社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉**として成長戦略に位置付け、**官民が協働して重点的な投資**と規制・制度改革を中長期的かつ計画的に実施することにより、**課題解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革**する「新しい資本主義」を起動することである。こうして我々自身の資本主義をバージョンアップすることにより、自由で公正な経済体制を一層強化していく。

食品ロスの削減

- ✓ 食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品）量（令和2年度推計）は522万トンとなっている。
- ✓ 事業系食品ロスの発生量（令和2年度推計）は275万トンとなっており、このうち食品製造業が44%、外食産業が29%を占め大部分となっている。

日本の「食品ロス」 約522万トン



事業系

約275万トン



家庭系

約247万トン



国民1人当たり食品ロス量

1日 約113g

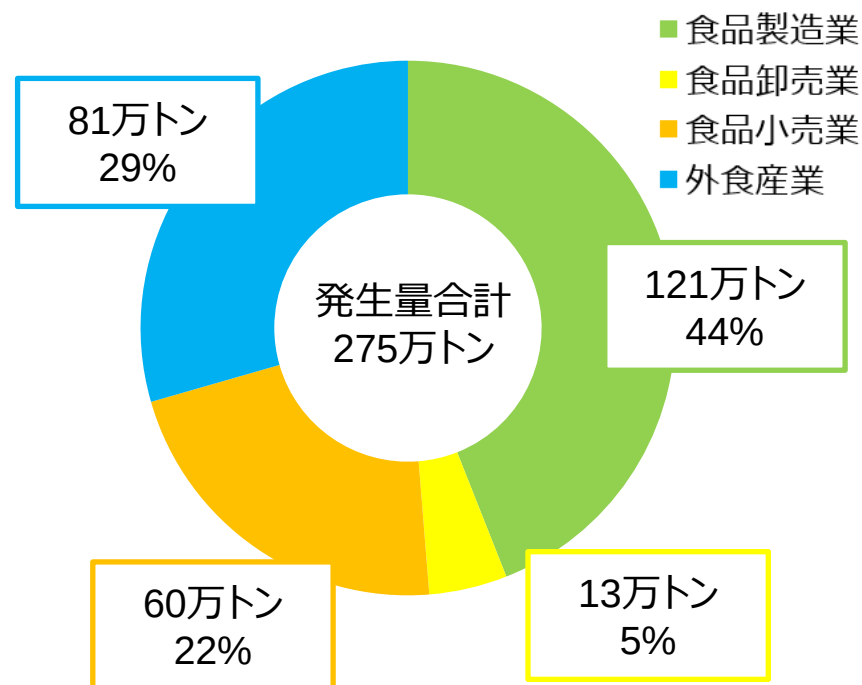
※ 茶碗約1杯のご飯の量に近い量

年間 約41kg

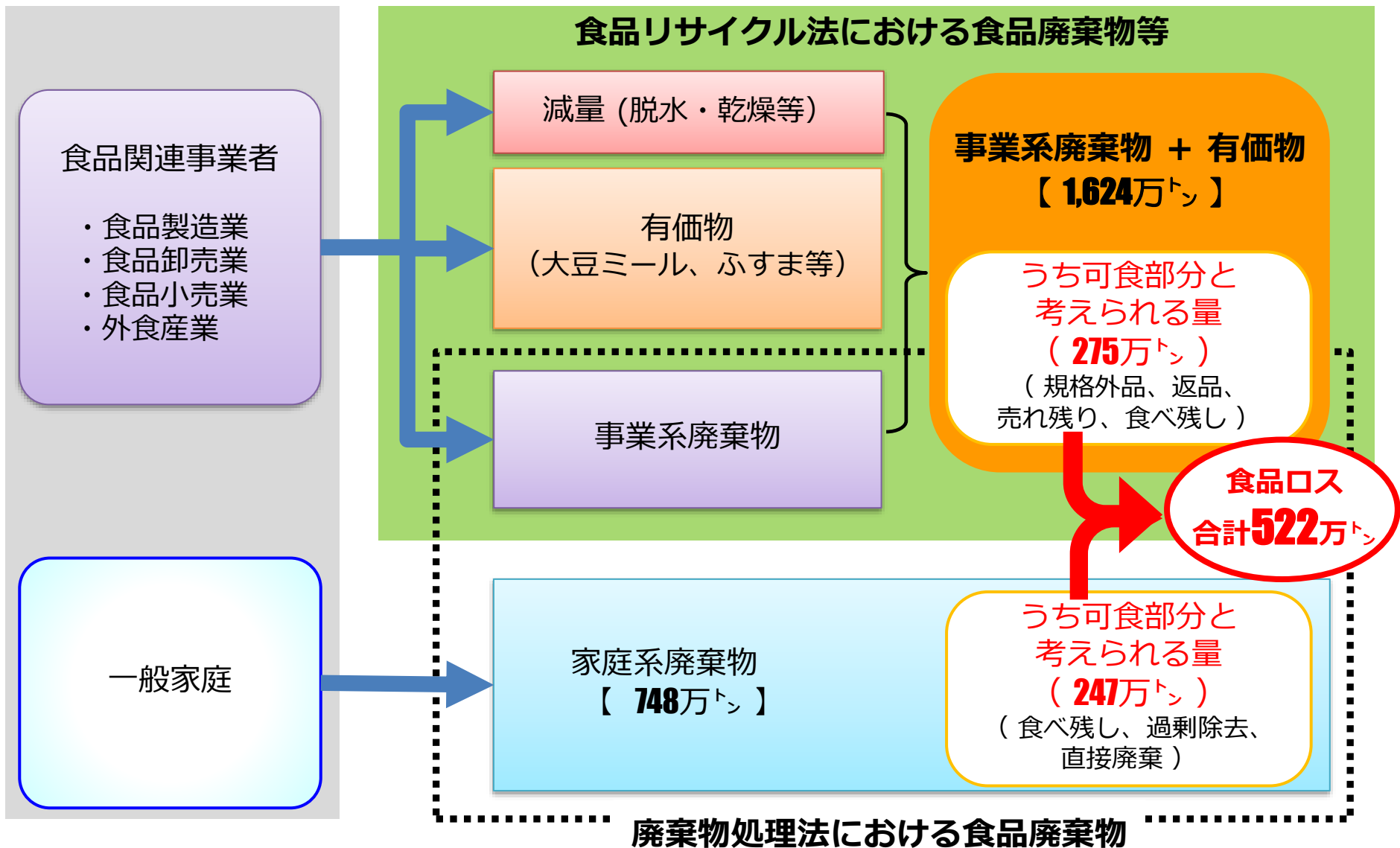
※ 年間1人当たりの米の消費量（約53kg）に近い量

資料：総務省人口推計(2020年10月1日)
令和元年度食料需給表（確定値）

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



食品ロスの発生量（令和2年度推計）



食品ロスの削減に関する法制度・目標

食品リサイクル法の位置づけ



循環型社会形成の推進

循環型社会形成推進基本法
(基本的枠組み法)

容器包装リサイクル法

家電リサイクル法

食品リサイクル法

建設リサイクル法

自動車リサイクル法

小型家電リサイクル法

(取組の優先順位)

①発生抑制 (Reduce)

②再使用 (Reuse)

③再生利用 (Recycle)

④熱回収

⑤適正処分

食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程に応じて生じた残さ等の食品廃棄物等について、

①発生抑制と減量化による最終処分量の減少

②飼料や肥料等への利用、熱回収等の再生利用

についての基本方針を定め、食品関連事業者による取組を促進。

食品リサイクル法の概要（平成12年法律第116号〔平成19年12月改正〕）



○主務大臣による基本方針の策定 （令和元年7月）

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

○再生利用等の促進①

- 主務大臣による判断基準の提示（省令）
 - ・再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・発生抑制の目標設定 等

※食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

※食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たって、講ずべき措置

- ・食品の製造・加工過程・・・原材料の使用の合理化
- ・食品の流過程・・・食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善
- ・食品の販売過程・・・食品の売れ残りを減少させるための工夫
- ・食品の調理・食事の提供過程・・・調理方法の改善、食べ残しを減少させるための工夫

等

○再生利用等の促進②

- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務
（発生量が年間100トン以上の者）
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言
 - ・前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）

事業系食品ロス削減に関する目標

【目標】 2000年度比（547万トン）で、2030年度までに半減させる（273万トン）

※食品リサイクル法の基本方針(2019年7月)、食品ロス削減推進法の基本方針(2020年3月)において設定。

※起点となる2000年度は、食品リサイクル法成立の年度

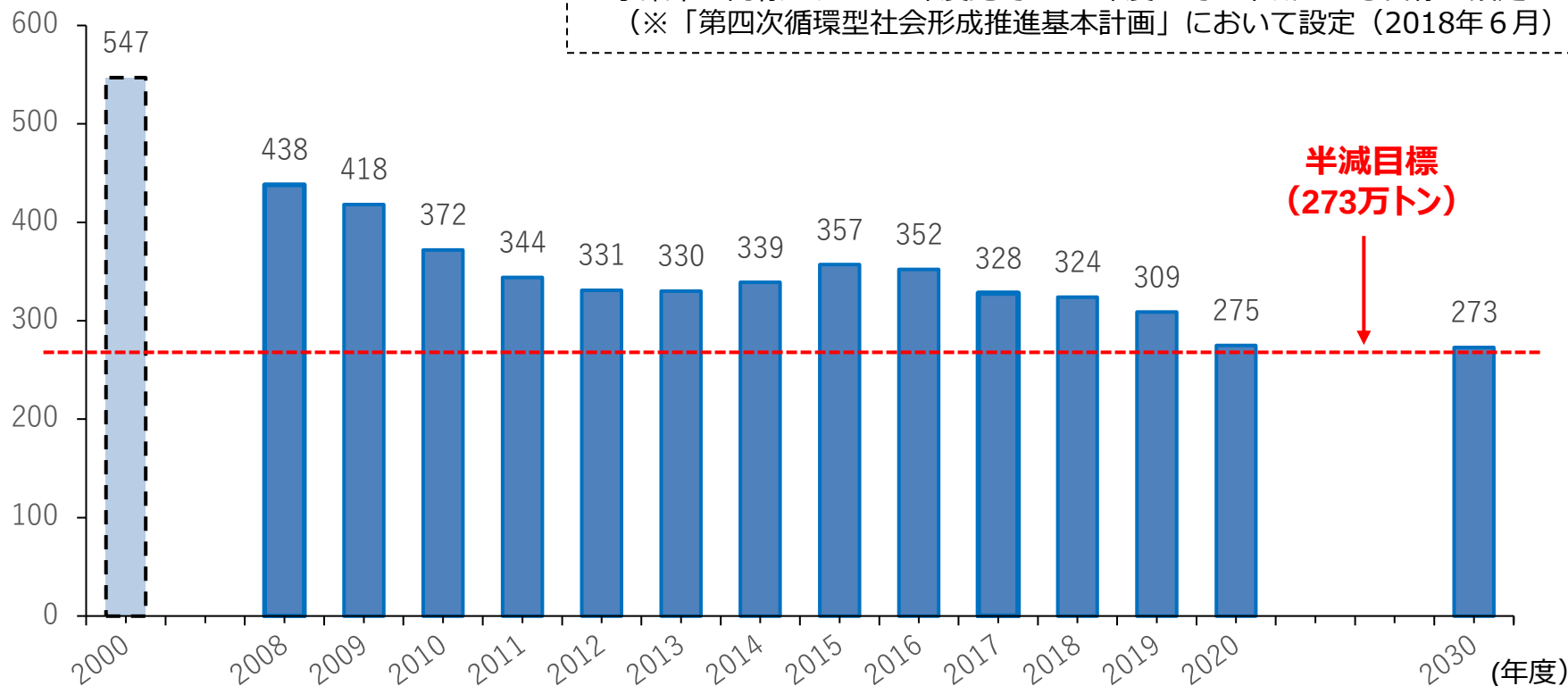
【目標達成に向けた考え方】

異業種との協働による取組や消費者も一体となった更なる機運醸成や行動変革等、様々なステークホルダーとの連携が必須であり、これをなくして本目標の達成は難しい。

事業系食品ロス量（万トン）

（参考）家庭系食品ロス

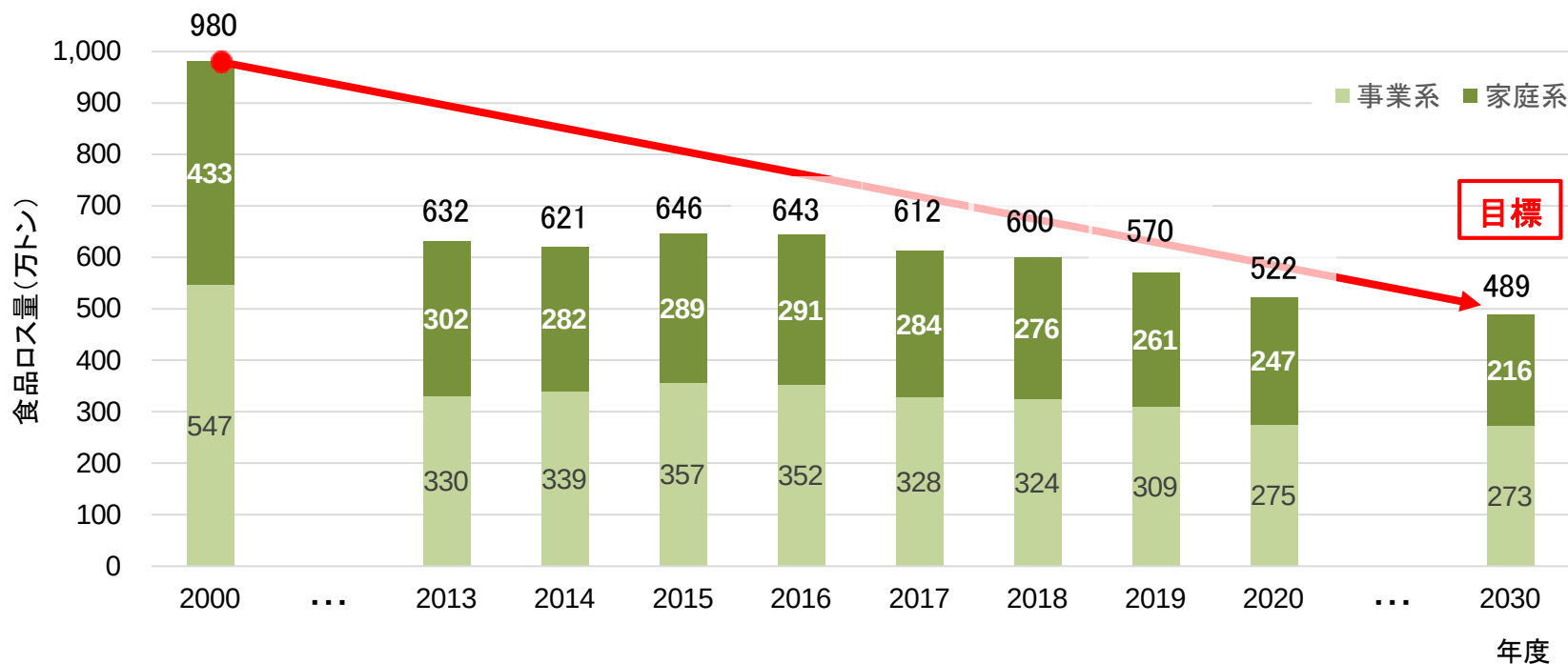
事業系と同様に、2000年度比で2030年度までに半減させる目標を設定
（※「第四次循環型社会形成推進基本計画」において設定（2018年6月））



半減目標
(273万トン)

食品ロス量の推移と削減目標

- ✓ 2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進。



年度	2000	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2030
家庭系	433	302	282	289	291	284	276	261	247	216
事業系	547	330	339	357	352	328	324	309	275	273
合計	980	632	621	646	643	612	600	570	522	489

(農林水産省及び環境省 推計)

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

資料：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料」

食品廃棄物等の発生抑制に関する目標（2019年度～2023年度）

- ✓ 食品リサイクル法の最優先事項である「発生抑制」について、業種別に目標を設定。
- ✓ 2014年に設定した発生抑制目標値については、9割の事業者が既に目標値を達成。発生抑制をより進める観点から、2019年7月に新たに目標を設定（3業種で新規設定、19業種で引き上げ）。

業 種	基準発生原単位	業 種	基準発生原単位	業 種	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg/百万円	食用油脂加工業	44.7kg/t	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	175kg/百万円→ 170kg/百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg/百万円	麺類製造業	270kg/百万円→ 192kg/百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	152kg/百万円→ 114kg/百万円
その他の畜産食料品製造業	501kg/t	豆腐・油揚げ製造業	2,560kg/百万円→ 2,005kg/百万円	居酒屋等	152kg/百万円→ 114kg/百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg/百万円	冷凍調理食品製造業	363kg/百万円→ 317kg/百万円	喫茶店	108kg/百万円→ 83.3kg/百万円
水産練製品製造業	227kg/百万円	そう菜製造業	403kg/百万円→ 211kg/百万円	ファーストフード店	108kg/百万円→ 83.3kg/百万円
野菜漬物製造業	668kg/百万円	すし・弁当・調理パン製造業	224kg/百万円→ 177kg/百万円	その他の飲食店	108kg/百万円→ 83.3kg/百万円
味噌製造業	191kg/百万円→ 126kg/百万円	清涼飲料製造業(コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t 421kg/kg	持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。)	184kg/百万円→ 154kg/百万円
しょうゆ製造業	895kg/百万円	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg/百万円	給食事業	332kg/百万円（～2019年度）→ 278kg/百万円（2020年度～）
ソース製造業	59.8kg/t→ 29.7kg/t	各種食料品小売業	65.6kg/百万円→ 44.9kg/百万円	結婚式場業	0.826kg/人
食酢製造業	252kg/百万円	食肉小売業（卵・鳥肉を除く）	40.0kg/百万円	旅館業	0.777kg/人→ 0.570kg/人
パン製造業	194kg/百万円→ 166kg/百万円	菓子・パン小売業	106kg/百万円→ 76.1kg/百万円	75業種のうち、目標値を設定しない41業種についての考え方 ・17業種：密接な関係をもつ値（売上等）との相関がとれなかった。 ・24業種：食品廃棄物等のほとんどが、製造に伴い必然的に発生する不可食部等であり、産業活動への抑制に直接むすびつく恐れがあることから、業種としては発生抑制目標値の設定にじまないとした。 自主的な努力により、発生抑制に努めるとともに、再生利用のさらなる推進に努めることとする。	
菓子製造業	249kg/百万円	コンビニエンスストア	44.1kg/百万円		



・新たに目標設定した業種



・目標値を引き上げた業種

食品ロス削減推進法の概要（令和元年法律第19号）

前文

- 世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- 食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

公布日：令和元年5月31日、施行日：令和元年10月1日

※基本方針の閣議決定：令和2年3月31日

基本方針等（第11条～第13条）

- 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- 都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

- ① 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ② 食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤ 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥ フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置



○ 事業者の責務について（法第5条）

事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

○ 関係者相互の連携及び協力（法第7条）

国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

○ 求められる行動と役割（基本方針）

【農林漁業者・食品関連事業者】

（例）

- ・ 自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図る
- ・ 規格外や未利用の農林水産物の有効活用
- ・ 納品期限（3分の1ルール）の緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長
- ・ 季節商品の予約制等需要に応じた販売
- ・ 値引き・ポイント付与等による売り切り
- ・ 外食での小盛りメニュー等の導入、持ち帰りへの対応
- ・ 食品ロス削減に向けた取組内容等の積極的な開示
- ・ 食品ロス削減の活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う

事業系食品ロスの削減に向けた取組

事業系食品ロスの発生要因と対策の方向



- ✓ 食品ロスの発生要因としては、いわゆる3分の1ルール等の商慣習や消費者の賞味期限への理解不足など。
- ✓ 事業系食品ロス削減に向けて、製配販の連携や消費者の理解の促進などフードチェーン全体での取組が必要。

	主な食品ロスの発生要因	対策の方向
食品製造業	○商慣習 ・食品小売業において賞味期間の1/3を超えたものを入荷しない、2/3を超えたものを販売しない ・先に入荷したものより前の賞味期限のものは入荷しない	○商慣習の見直し
食品卸売業		
食品小売業		
	○販売機会の損失を恐れた多量の発注	○需要に見合った販売の推進
	○消費者の賞味期限への理解不足	○フードバンクとの連携 ○消費者への啓発
外食産業	○消費者の食べ残し	○「食べきり」「持ち帰り」の促進

納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長の三位一体の取組

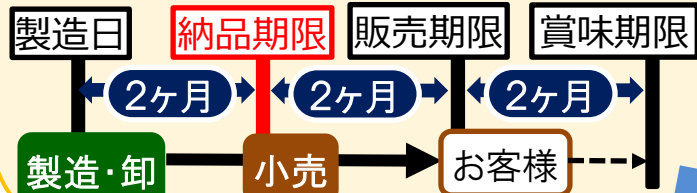
- ✓ 常温流通の加工食品は、「納品期限の緩和」「賞味期限の年月表示化」「賞味期限の延長」を三位一体で推進。

小売側のメリットが見えづらい

納品期限の緩和

賞味期間の1/3までに小売に納品しなければならない商慣習上の期限（1/3ルール）を1/2に緩和することを推進。

販売期間の短縮を小売側は懸念



同時に推進

賞味期限の年月表示化

日付逆転による納品拒否の防止や省力化の観点から、年月日ではなく、年月で賞味期限を表示することを推進。

日付の切り捨てによる賞味期間の短縮を製造側は懸念

R 1.9.17

R 1.8

賞味期限の延長

どちらの問題にも貢献

納品期限が厳しいままでは限界

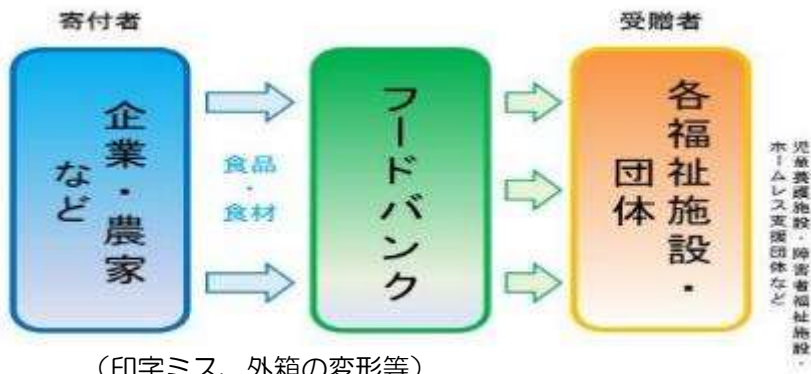
	食品製造業	食品卸売業	食品小売業
納品期限緩和	○ (無駄な製造や在庫数量の減少)	—	× (販売期間の短縮)
賞味期限の年月表示化	△ ((+) 在庫管理の効率化) ((-) 賞味期間が最大 1ヶ月短縮)	○ (在庫管理の効率化)	○ (品出し業務等の効率化)

2 フードバンク活動の推進

フードバンク活動の推進

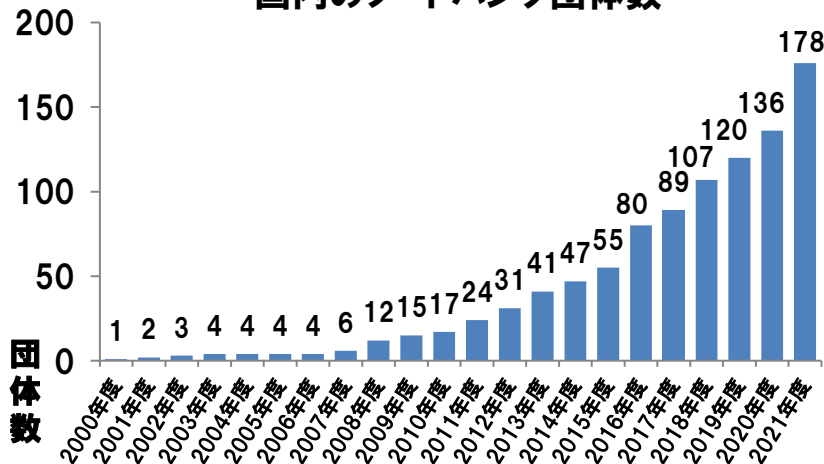
- ✓ 生産、流通、消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- ✓ もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。
(日本では北海道から沖縄まで178団体が活動)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活困窮者へ食品を届きやすくすることが課題となっており、子ども食堂等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割の重要性が高まっている。

概要図



(印字ミス、外箱の変形等)

国内のフードバンク団体数



資料：公益財団法人流通経済研究所「国内フードバンクの活動実態把握調査」（平成31年度調査）等

フードバンク活動に対する課題

供給側（食品関連事業者）の意見

- ・食品廃棄物の不正転売を受け、フードバンクから横流や不適切な廃棄をされないか不安。（物品管理をしっかりとってもらわないと供給できない。）
- ・衛生管理の規定を設けていないフードバンクへの提供には不安を感じる。

フードバンク側の意見

- ・組織の運営基盤が弱く、マンパワーが不足。
- ・認知度が低く、利用者・寄付者のマッチングが効率的に行われていない。
- ・生鮮食料品は品質劣化が早く、寄贈が不定期、かつ品目・量にも偏りがあり、寄附先のニーズとのマッチングが難しく、取り扱いにくい。
- ・肉・魚については、保冷車や冷蔵冷凍設備が必要で新たな投資が必要で、寄附先における保存状態の把握も必要でリスクが高い。

フードバンクの活動状況

●平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業フードバンク実態調査事業におけるアンケート調査概要

1. 調査の目的

現在国内でフードバンク活動を行っている団体の実態、フードバンク活動についての運営上の課題に関する情報、および「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」の認知・活用等に関する情報をアンケート調査等により収集し、得られた情報・知見をとりまとめた。

2. 対象者

令和元年6月～7月にかけて、弊所が同時点で活動実態があることを把握した全国のフードバンク〔(認定)特定非営利活動法人、任意団体、生協、社会福祉法人等〕

3. 調査依頼数 142団体

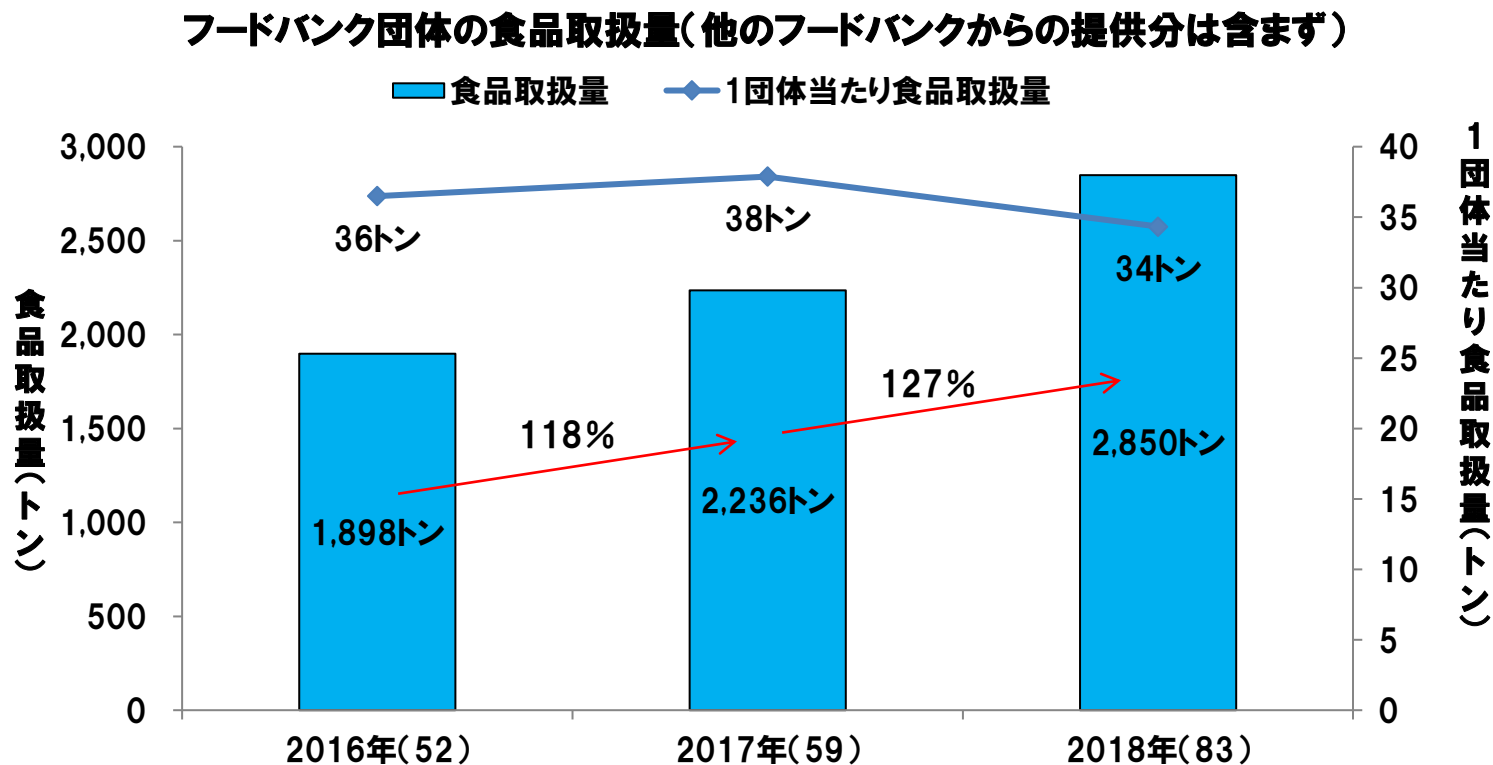
4. 回答数 116団体(回収率81.7%)

5. 実査期間 令和元年6月24日(月)～令和2年1月31日(金)

2. フードバンクの食品取扱状況

(1) フードバンクの食品取扱量

- ・ フードバンクの2018年の食品取扱量は2,850トン(取扱量の回答のあった76団体の合計)であった。
- ・ 食品取扱量の対前年比は、2017年が118%、2018年が127%である。
- ・ 1団体当たり食品取扱量は、30トン台でほぼ横ばいに推移している。

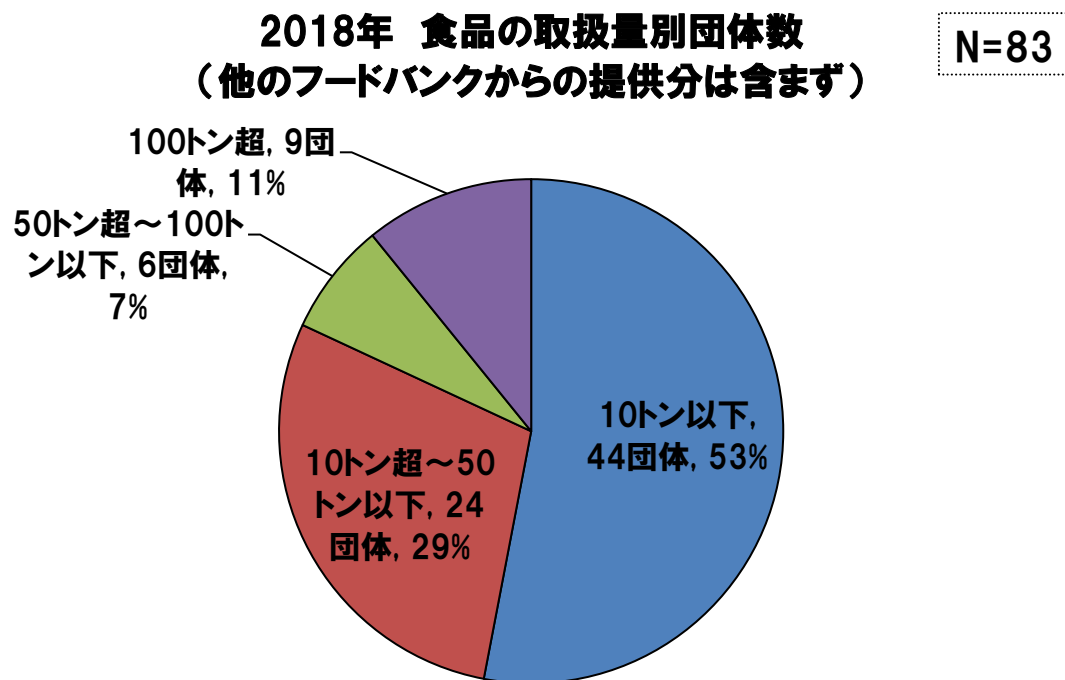


* 各年の()内数値は、取扱量の回答のあったフードバンク数。各年とも無回答、及び取扱量「0」回答のフードバンクは、集計対象外とした。

2. フードバンクの食品取扱状況

(1) フードバンクの食品取扱量－食品の取扱量別 団体数

- ・ 取扱量10トン以下のフードバンクの構成比は5割強である。
- ・ 取扱量が10トン超～50トン以下の構成比が3割弱である。
- ・ 取扱量が50トン超～100トン以下の構成比が1割弱である。
- ・ 取扱量が100トン超の構成比が1割強である。



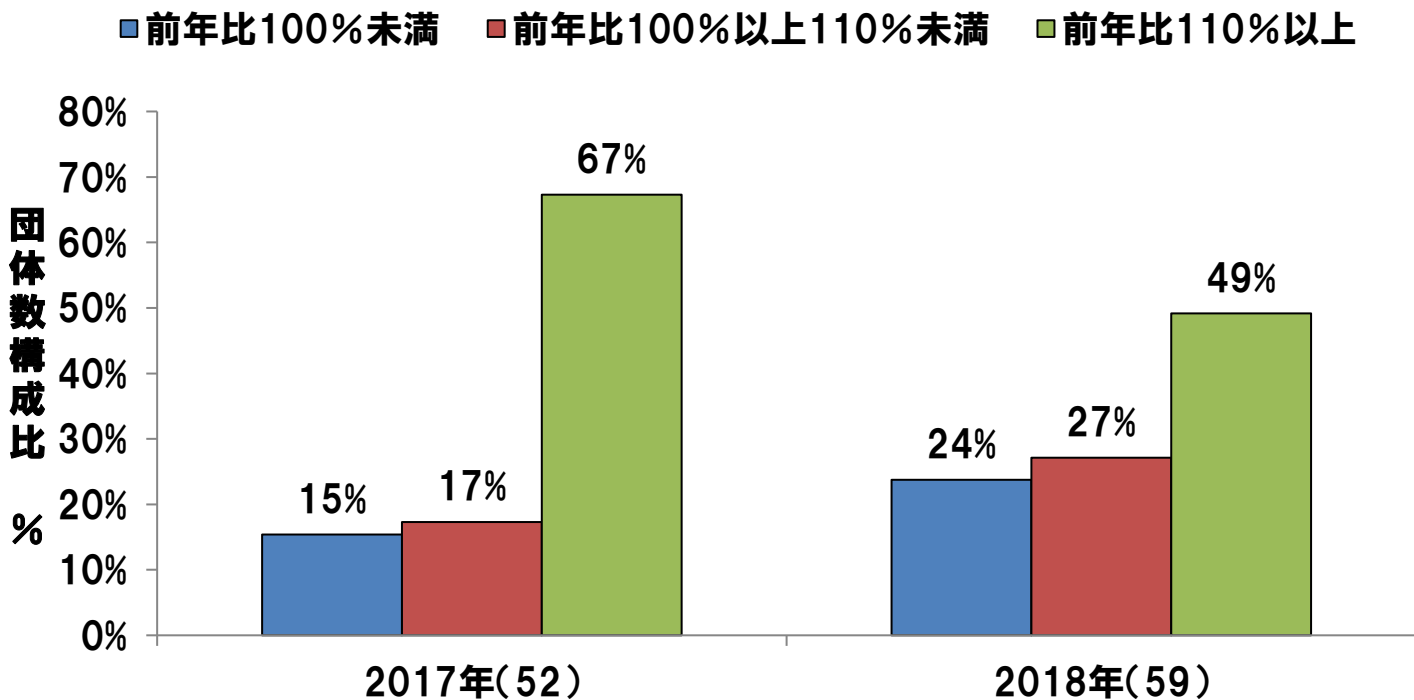
* 各年の()内数値は、取扱量の回答があったフードバンク数。各年とも無回答、及び取扱量「0」回答のフードバンクは、集計対象外とした。

2. フードバンクの食品取扱状況

(1) フードバンクの食品取扱量－フードバンクの食品の取扱量の変化

- 2017年は約84%のフードバンクが、2018年は約76%のフードバンクが食品の取扱量(他のフードバンクからの提供分を含まず)を増やした。
- 両年とも、食品取扱量を増やした団体の過半数以上で、対前年110%以上の増加となっている。
- 「前年比110%以上」のフードバンクの構成比は、2017年の67%から、2018年は49%に低下した。

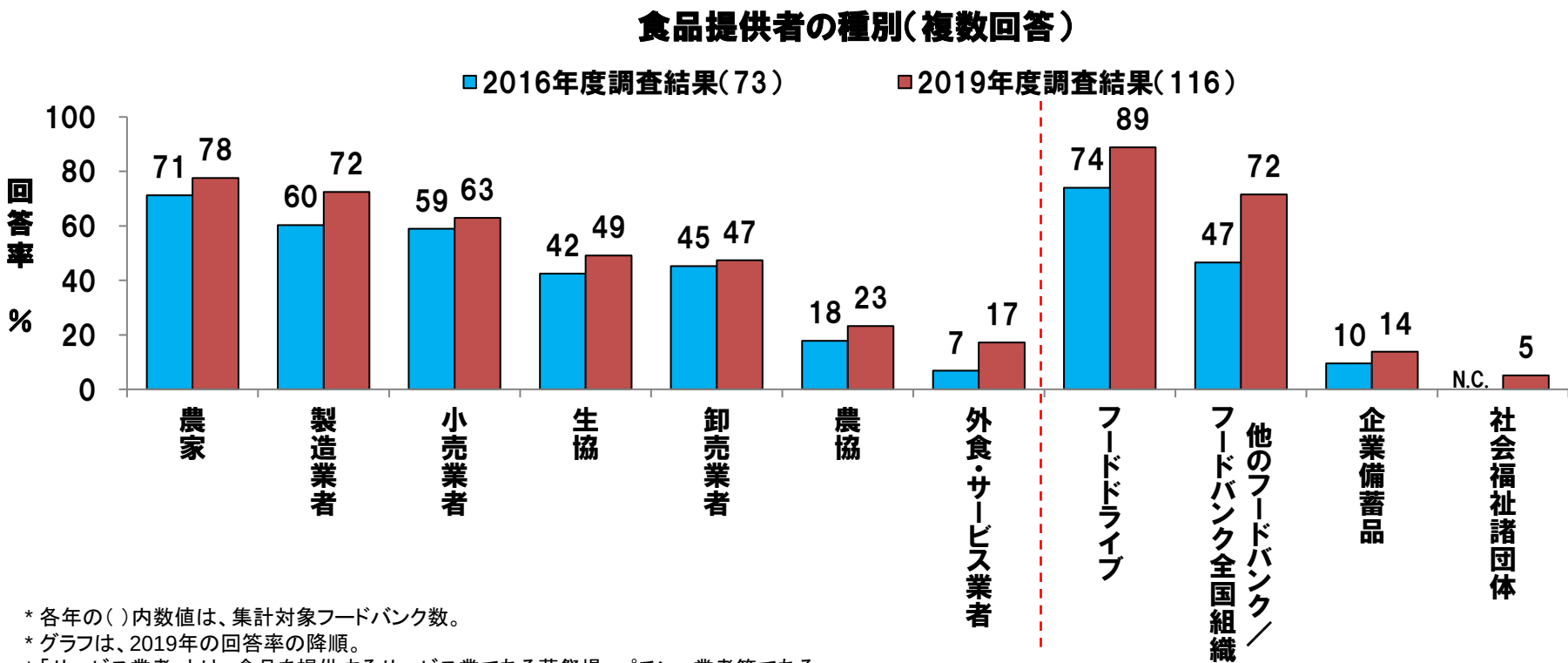
食品の取扱量の変化(他のフードバンクからの提供分は含まず)



* 各年ごとに前年比較のできるサンプルのみ集計。
* 各年の()内数値は、集計対象フードバンク数。各年とも無回答、及び取扱量「0」回答のフードバンクは、集計対象外とした。

2. フードバンクの食品取扱状況
(2) 食品提供者の種別(複数回答)

- 食品関連事業者の業種別に見てみると、農家、製造業者、小売業者、生協、卸売業者の順に提供を受けている割合が高い。
- また、「他のフードバンク／フードバンク全国組織」から提供を受けている団体は約7割である。
- 2016年度調査結果と比べ、各提供先からの提供率はいずれの業種等においても高まっている。

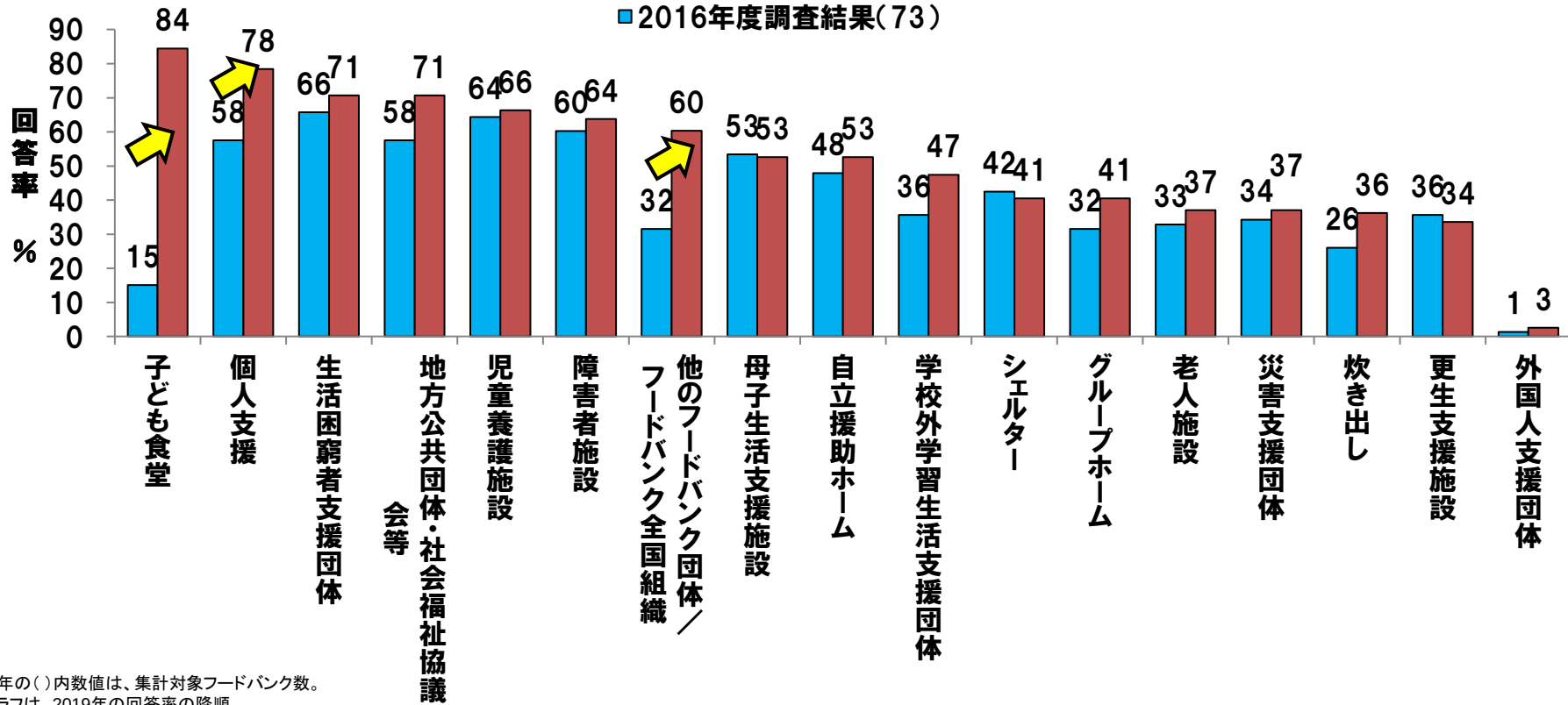


* 各年の()内数値は、集計対象フードバンク数。
* グラフは、2019年の回答率の降順。
* 「サービス業者」とは、食品を提供するサービス業である葬祭場、パチンコ業者等である。
* ここでの「社会福祉諸団体」とは、行政機関、社会福祉協議会、フードバンク以外のボランティア組織、寺院、教会等を指す。
* 「フードドライブ」は、個人の団体への持ち込み、フードドライブボックスからの回収、行政・企業・学校等が主催し行われ集められて提供されたもの等の全てを含む。

2. フードバンクの食品取扱状況
(3) 食品受取先の種別(複数回答)

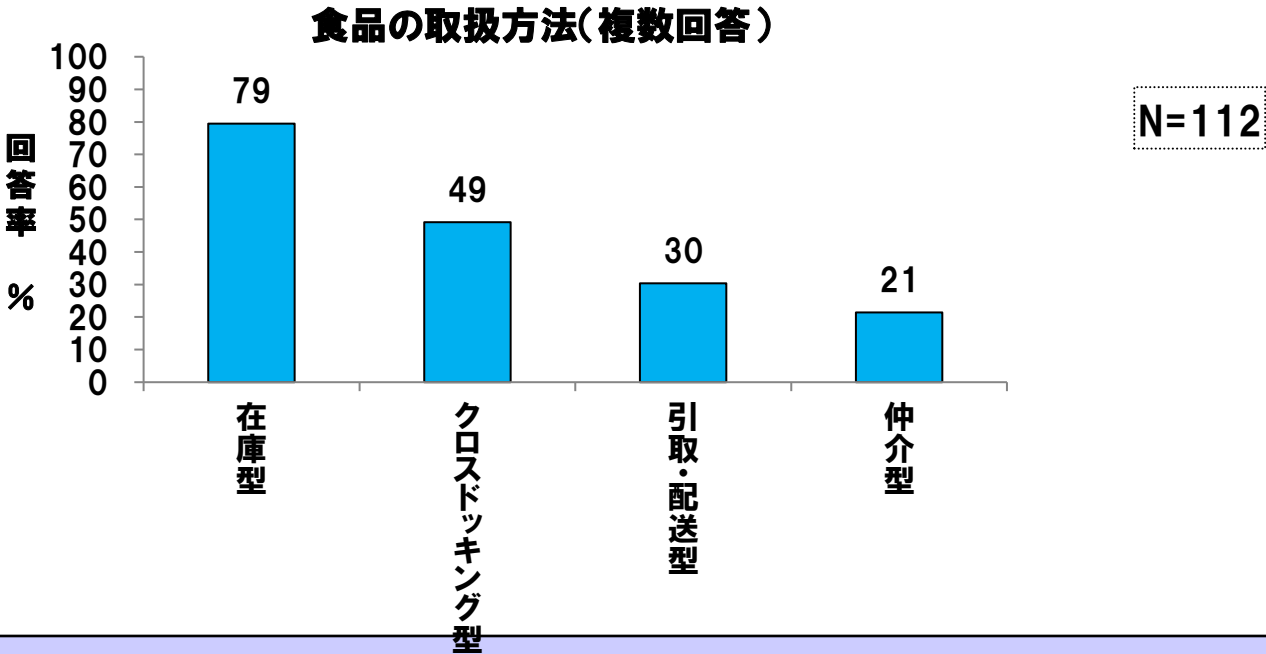
- 食品受取先は、「子ども食堂」「生活困窮者支援(個人支援、生活困窮者支援団体)」「地方公共団体・社会福祉協議会等」「児童養護施設」が6割超と多い。
- 「他のフードバンク／フードバンク全国組織」への提供を行っている団体は6割である。
- 「子ども食堂」「他のフードバンク／フードバンク全国組織」「個人支援」は2016年度調査から2割以上も回答率が上昇するなど、受取先構成は変化し、フードバンクの活動のあり方も変化していると考えられる

食品受取先の種別(複数回答)



2. フードバンクの食品取扱状況
(4) 食品の取扱方法（複数回答）

- ・ 8割弱のフードバンクが「在庫型」の食品取扱を行っている。
- ・ 5割弱のフードバンクは「クロスドッキング型」の食品取扱を行っている。
- ・ 3割のフードバンクは、配送費がかさむ「引取・配送型」の食品取扱を行っている。
- ・ 2割強のフードバンクは、配送負担のない「仲介型」の食品取扱を行っている。



* 無回答者は集計から除外。

食品の取扱方法	内容
在庫型	フードバンクが倉庫を持ち、食品提供者から受け入れた食品を在庫し、食品受取先へ配送する方法
クロスドッキング型	フードバンクが提供された食品を拠点に受け入れ、集約・仕分けし、食品受取先がそこまで引き取りにくる方法
引取・配送型	フードバンクが、食品提供者に出向いて食品を受け取り、食品受取先へ配送する方法
仲介型	フードバンクは、食品提供数と食品受取先の受取数の調整・連絡等の業務に特化し、食品受取先が食品提供者まで引き取りに出向く方法

2. フードバンクの食品取扱状況
(4) 食品の取扱方法（複数回答）－ 図解：食品の取扱方法によるフードバンクの分類

・ 取扱食品や、団体規模などに応じて、主として4つのパターンがあります。

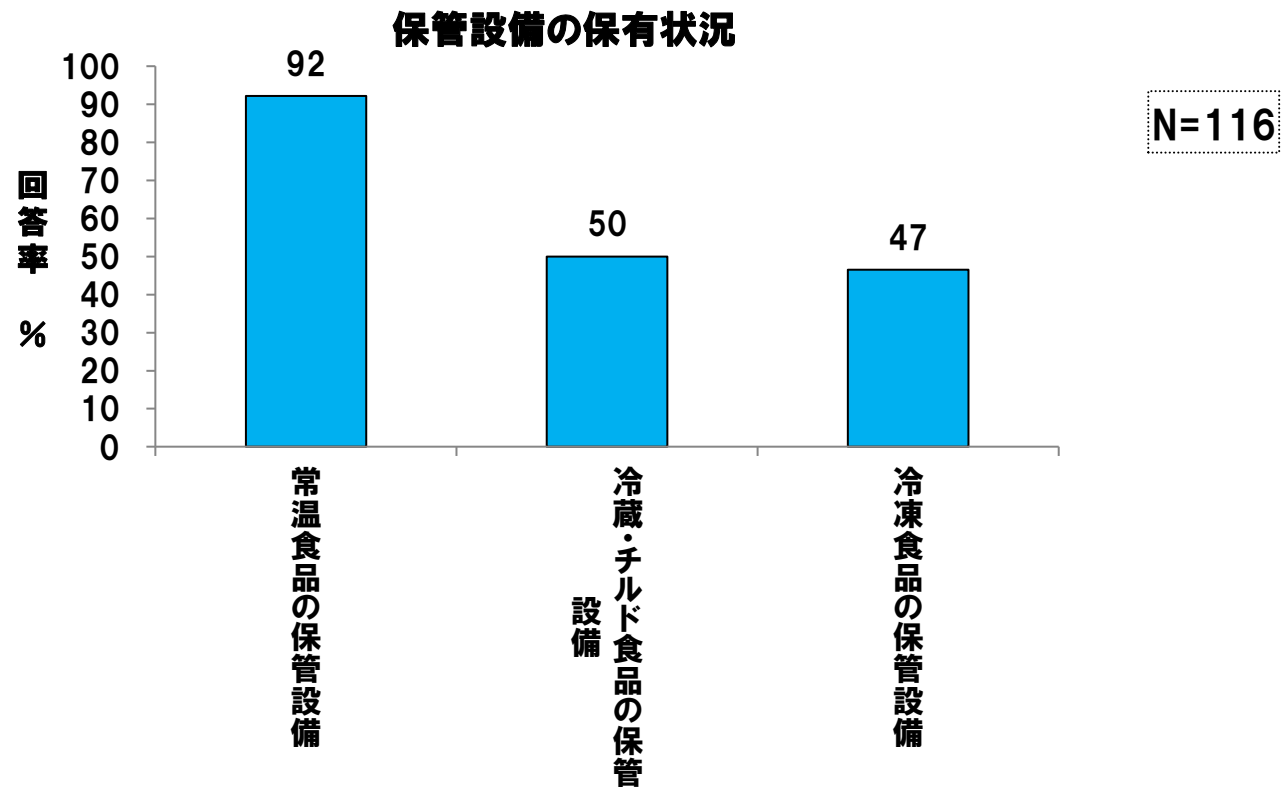
在庫型 （倉庫で保管し、必要に応じて配送）	食品提供事業者 フードバンク（倉庫） 福祉施設等 （在庫として保管） 他地域の倉庫 ・ フードバンクが倉庫を持ち、食品提供事業者から受け入れた食品を在庫として保管しながら受取先へ配送する方法 ・ 取扱い規模の拡大に加え、品質管理やデータ管理がしやすいメリットがある
クロスドッキング型 （拠点に集約して出荷）	食品提供事業者 フードバンク（拠点） 福祉施設等 （一時保管・仕分け） ・ 受け入れた食品を一時的にフードバンク（本部などの拠点）に集約し、仕分けをしてから配送する方法 ・ 配送の効率化（外部への委託など）や、受取先に応じた仕分けが可能
引取・配送型 （倉庫を使わず、直接配送）	食品提供事業者 フードバンク（スタッフ） 福祉施設等 （直接配送） ・ 食品提供事業者から、フードバンクが派遣したスタッフが食品を受け取り、そのまま福祉施設等まで配送する方法 ・ 小規模なフードバンクや、狭いエリア内での活動（短時間で配送）に向いている
仲介型 （輸配送は行わず、仲介・調整に重点化）	食品提供事業者 福祉施設等 （仲介・調整） ・ 輸配送は福祉団体等に委託、フードバンクは調整等に特化。運営費低減が可能。 ・ 提供企業が小売業の場合、生鮮品などを提供しやすくなる。

出所：流通経済研究所の平成29年度ヒアリング調査、をもとに流通経済研究所作成。

2. フードバンクの食品取扱状況

(5) 保管設備の保有状況

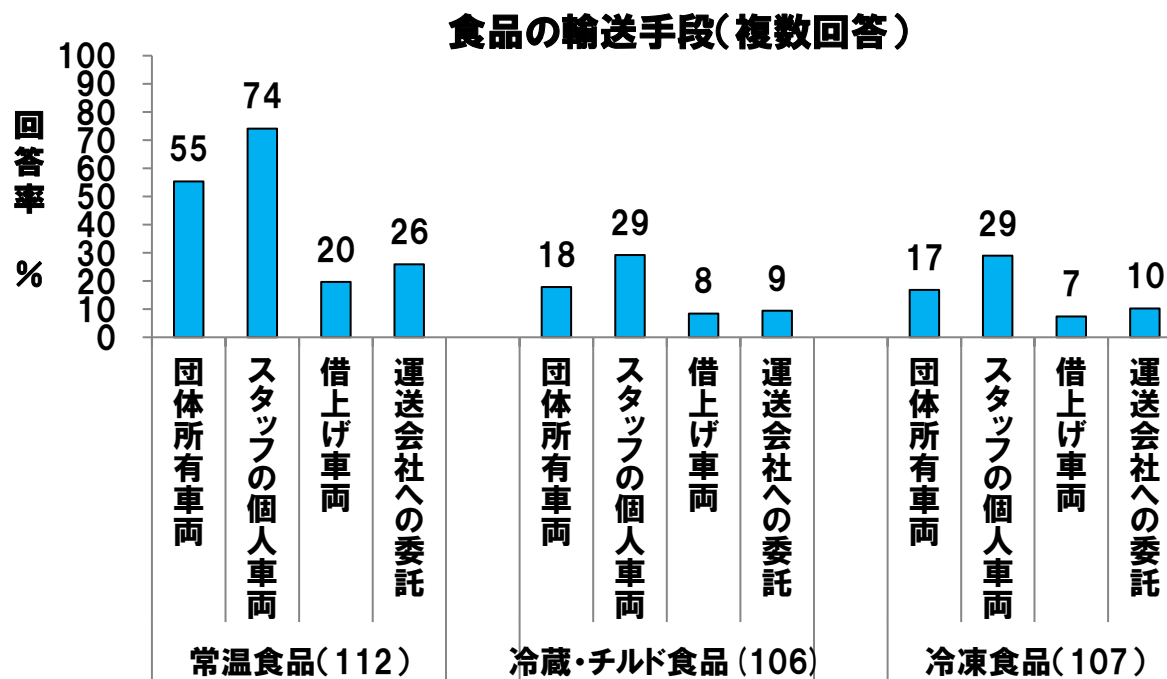
- 9割強のフードバンクが、「常温食品の保管設備」を保有している。
- 一方、「冷蔵・チルド食品の保管設備」「冷凍食品の保管設備」を保有しているフードバンクは約5割である。



2. フードバンクの食品取扱状況

(6) 食品の輸送手段

- 3温度帯(常温・冷蔵・冷凍)別では、常温食品の輸送手段の設問回答率が高く、冷蔵・チルド食品、及び冷凍食品の回答率が低い。
- 3温度帯とも、最も回答率が高い輸送手段は「スタッフの個人車両」で、次いで「団体所有車両」「運送会社への委託」「借上げ車両」の順となっている。
- 団体所有車両で輸送を実施しているのは、常温食品は55%、冷蔵・チルド食品、及び冷凍食品は2割弱である。



* ()内の数字は本設問への回答者数である。回収数は116だが、本設問に対する無回答を除外し、集計している。
 * 「借上げ車両」は、レンタカー、連携機関等(社協等)の車両、食品提供先の車両、他のフードバンクの車両を含む。
 * 「運送会社への委託」は、宅配便、郵送を含む。

農林水産省におけるフードバンク 活動促進の取組について

農林水産省におけるフードバンクへの支援事業



スタートアップ、先進的取組への支援

(令和4年度当初予算) 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援【90百万円】

1. フードバンク活動団体のスタートアップ支援
設立間もない団体等に対して
① **検討会や研修会開催**(定額補助)、
② **運搬用車両、一時保管用倉庫**(冷蔵庫・冷凍庫を含む)等の賃借料(1/2補助)を支援。
2. フードバンク活動団体の先進的取組支援
広域連携等、**先進的な取組**を行うフードバンクに対して、その取組に**必要な経費を支援**(1/2補助)。

食品の受入れ・提供の拡大への支援

(令和3年度補正予算) フードバンク支援緊急対策事業【194百万円】

子ども食堂等向けの**食品の受入れ・提供を拡大**するために必要となる**運搬用車両、一時保管用倉庫**(冷蔵庫・冷凍庫を含む)等の賃借料、**輸配送費を支援**(定額補助)。
(上限額500万円/団体。複数都道府県での活動や他団体と連携する場合は1,000万円へ引上げ。)

活動強化に向けた専門家派遣等

(令和4年度予備費) フードバンク活動強化緊急対策事業【123百万円】(委託)

1. 専門家派遣等
食品の取扱量拡大、食品提供元となる企業や食品提供先となる子ども食堂等とのマッチング、活動計画策定等に必要なノウハウ獲得を促進するため、**専門家派遣等**によるサポートを実施。
2. ネットワーク強化
食品の取扱量拡大に向け、食品企業や子ども食堂等とのマッチングやフードバンク間のノウハウ共有等を推進するため、**情報交換会等のネットワーク強化のサポート**を実施。

フードバンク活動の手引き

- ✓ 食品の品質管理やトレーサビリティに関するフードバンクの適切な運営をすすめ、信頼性向上と取扱数量の増加につなげるため、フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引きを作成。（2016年11月公表、2018年9月改正）

手引きの対象 範囲

国内のフードバンク活動のうち、食品関連事業者等から提供された食品の譲渡に係る活動

手引きの主な内容

◆食品の提供又は譲渡における原則

食品提供事業者及びフードバンク活動団体は、受取先の要望を踏まえ、食品衛生上問題のない食品を提供又は譲渡

◆関係者におけるルールづくり

食品提供事業者、フードバンク活動団体、福祉関係団体は、食品の受け渡しに係る合意書を双方で保有（合意書の例を手引きに添付）

◆提供にあたって行うべき食品の品質・衛生管理

食品提供事業者 - 食品の安全性に係る確認

フードバンク活動団体 - 食品の保管・荷捌き場所の確保と衛生管理、記録表の記載

◆情報の記録及び伝達

衛生管理や食品提供履歴に関する記録表を作成し、食品の情報を保管し、安全性に疑義が生じた際に速やかに情報を伝達

手引きの概要・全文はこちら

（下記サイトの「5.フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」）

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



フードバンク情報交換会について

- ✓ 「食品ロス」の削減に向けて、「フードバンク活動」の周知・促進、フードバンクと食品関連事業者等との交流を目的とした情報交換会を開催。
- ✓ 情報交換会の中ではフードバンク活動団体の取組状況や、フードバンクに食品提供する事業者の取組事例等を紹介。また活動を推進していくための課題や改善策について意見交換を行っている。

●開催実績

年度	開催回数	場所
H 2 8 年度	8 回	札幌、仙台、東京、金沢、 名古屋、大阪、広島、福岡 (補助事業の一環として実施)
H 2 9 年度	7 回	仙台、東京(2回開催)、名古屋、 大阪、岡山、福岡 (補助事業の一環として実施)
H 3 0 年度	1 0 回	札幌、仙台、埼玉、金沢、名古屋、 大阪、岡山、高松、熊本、那覇 (各農政局において主催)
R 元年度	7 回	仙台、埼玉、新潟、名古屋、 京都、岡山、石垣 (各農政局において主催)
R 2 年度	5 回	富山(2回開催)、名古屋、岡山、福岡 (各農政局において主催)
R 3 年度	6 回	大阪、熊本、沖縄(オンライン)、中四 国(オンライン)、北陸(オンライン)、 東京

●フードバンクと食品関連事業者とのマッチング実績

食品提供企業名	提供食品
株式会社山形屋商店	油麴(仙台麴®)
福島中央青果卸売(株)	野菜・果物類
農業生産法人(有)登米ライスサービス	米
株式会社一正蒲鉾	水産練製品
マルサンアイ(株)	味噌
井村屋(株)	冷凍肉まん
石井食品(株)京丹波工場	リゾット等
弓ヶ浜水産(株)	水産品

＜情報交換会の様子＞



フードバンクへの食品提供・寄附にかかる税制上の取扱いについて

食品提供にかかる税制上の取扱い

- ✓ フードバンクへの食品の提供が、企業等の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入可能。
- ✓ 広告宣伝のために食品を提供する場合には、その提供に要する費用は広告宣伝費として損金の額に算入可能。
- ✓ 提供に要する費用とは「提供した食品の帳簿額」を指し、食品の引取費用（配送費等）を企業が負担している場合は、これらの費用も含む。

※企業の社内ルール等に基づいた商品廃棄処理の一環で行われる取引であること。

※企業とフードバンクとの合意書に、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果報告のルールを定めており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること。

※企業が提供した食品の内容や提供量が分かる受取書等をフードバンクから受領する必要がある。

寄附にかかる税制上の取扱い

- ✓ 法人がフードバンクに支出した寄附金については、一般の寄附金として一定の限度額までが損金に算入可能。
- ✓ 認定NPO法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置あり。

フードバンクへの食品提供・寄附に係る税制上の取扱いについて（農林水産省ホームページ）

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



寄附金付き未利用食品モデル構築事業（令和3年度予算）

- ✓ 食品ロス削減につながる商品（見切り品等）を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する新たな仕組みの構築のための検討・実証を支援。
- ✓ 令和3年度は、地方の食品スーパーで実証販売を実施。

<事業イメージ>



<実証販売の様子>

株式会社サンプラザ（高知県）



(売り場の様子)

国の災害用備蓄食品の提供に関するポータルサイトについて

- 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供について、農林水産省でポータルサイトを設け、各府省庁の情報を取りまとめて公表することとしたところ。（4月21日関係府省庁申合せ）
- ポータルサイトでは、各府省庁が無償提供する災害用備蓄食品について、①フードバンク等への引渡時期、品目、商品名、提供可能個数、申込期間等、②提供結果（提供先等）の情報を提供。
 - ※ ポータルサイトの立ち上げ時には、各フードバンクに対して一斉に情報提供。その後も、案件がある都度に情報提供。
- ポータルサイトは令和3年5月28日に立ち上げ、中央省庁による災害用備蓄食品の提供について運用を開始。運用状況や地方自治体のニーズを踏まえ、地方自治体における提供情報についても掲載可能とする予定。

ポータルサイトの内容

<募集中の案件等一覧>

※掲載先URL：

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/portal.html



省庁名	品目	商品名	申込期間	引渡時期	提供可能個数	引渡方法	詳細情報	各省掲載情報ページへのリンク	ポータル掲載日
A省	バックご飯	やわらかご飯	〇月〇日～〇月〇日まで	〇月〇日～〇月〇日のいずれか	3,000食	引き取りまたはお届け	詳細はこちらをご覧ください	http:〇〇〇〇	〇月〇日

・リンクには以下の情報を掲載（各省より提供のあったエクセルファイルを掲載）

品目、商品名、内容量、1個当たりの重量、賞味期限、販売者・製造者、1箱当たりの大きさ（縦×横×高さ）、1箱当たりの個数、1箱当たりの重量、提供可能個数、提供可能箱数、引渡時期、引渡方法、引渡場所、申込期間、申込方法、問い合わせ先、配分方法のルール、各省ホームページへのリンク

・フードバンクは各省に直接申し込みをする

※募集を終了した案件については、提供結果（フードバンク名等）を掲載

食品小売事業者（(株)ローソン）によるフードバンクへの食品提供の取組例

- ✓ 株式会社ローソンは、未利用食品を、一般社団法人全国フードバンク推進協議会（全国のフードバンク30団体が加盟）を通じて、食品の支援を必要としている家庭やこども食堂等に寄贈する取組を開始。

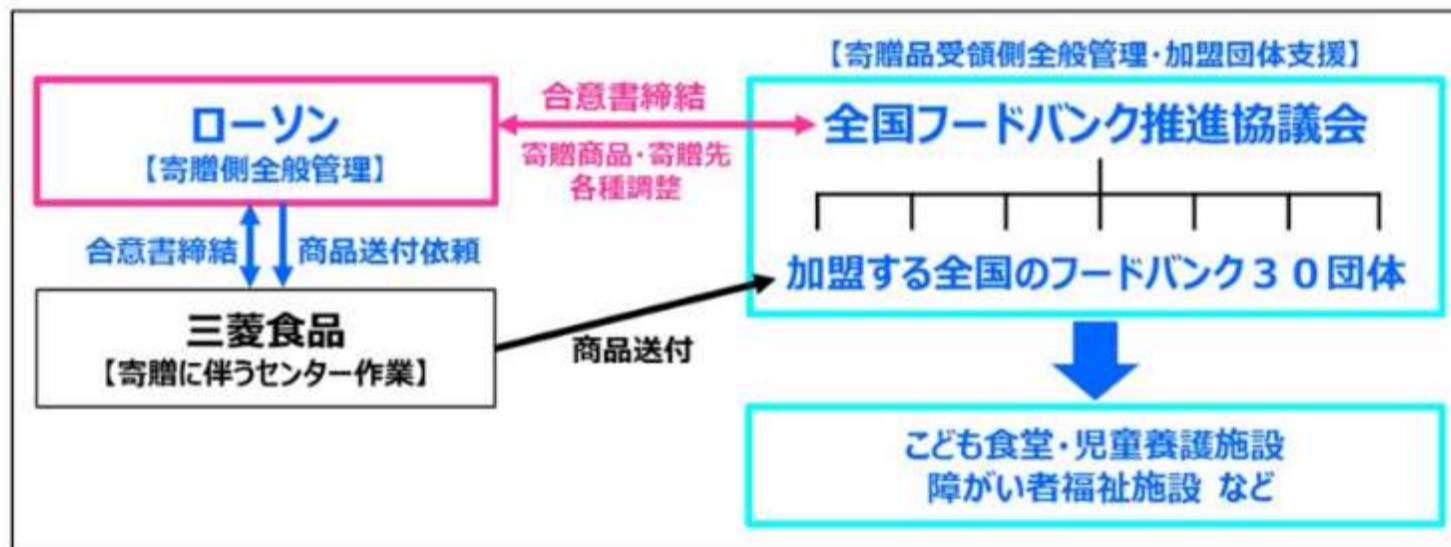
【対象となる未利用食品】

「店舗への納品期限を迎えてしまった商品（賞味期限は残っている商品）」などの余剰食品
（※菓子・即席麺・缶詰・調味料など様々な食品が対象）

初回は、プライベートブランド「ローソンセレクト」のお菓子など約2万7000個を、東北から九州のフードバンク24団体に寄贈（令和元年8月までに実施済）

【未利用食品提供のフロー図】

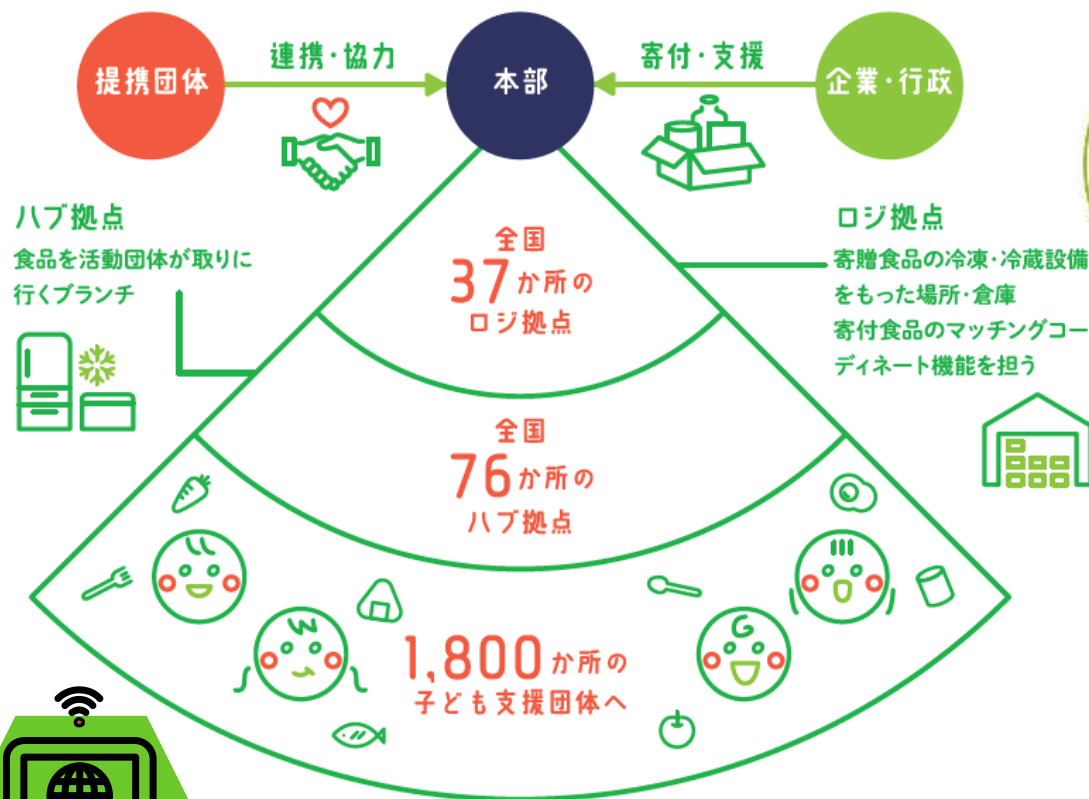
ローソンは、物流センターを運営する「三菱食品株式会社」と本取組に係る合意書を締結し、対象となる食品の提供を希望する全国のフードバンクへ物流センターから直接納品する仕組み。



各地域のネットワークによる全国への食料支援の取組（（一社）全国食支援活動協力会）

- ✓ 全国25都道府県37拠点に寄附食品を受入・保管できるロジ拠点を整備し、約1,800ヶ所の食支援団体へ食品を提供できる体制を整備。拠点の設備は常温・冷蔵・冷凍に対応。
- ✓ 企業からの寄附食品を、量を集約して卸せるようにすることで配送を効率化し、費用を軽減。
- ✓ オンラインで寄贈申請可能な寄付情報システムを運用予定。

○ 全国食支援活動協力会において全国の企業等からの寄附相談を一括で受付け、各地域への寄附を調整



オンライン寄付情報システム
運用予定

全国食支援活動協力会HP : <https://www.mow.jp/>
(ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムHP : <https://mow.jp/mow-ls/>)

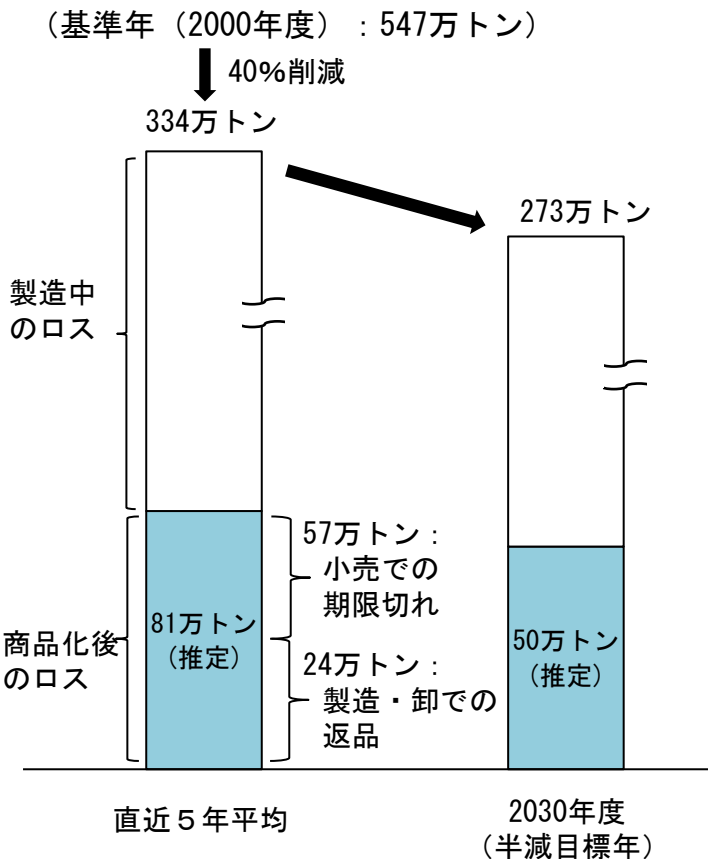
Supported by
日本財団
THE NIPPON FOUNDATION

支援活動
ミールズ・オン・ホイールズ
ロジシステム

期限内食品ロス最小化対策の強化について

- 10月の食品ロス削減月間を中心に、特に期限内食品のロスに関して、以下の取組を経営層に強力に要請し、食品の製造、流通、販売コストを抑制する。
 - ① 厳しい納品期限（3分の1ルール）等の商慣習の見直し
 - ② 企業の定期情報開示における食品ロス削減の取組状況に関する記載
- それでも発生する賞味期限内食品については、フードバンクや子ども食堂への寄附が進むよう企業とフードバンクとのマッチングやネットワークの構築を官民協働で推進し、生活困窮者支援にも貢献。

〔事業系の食品ロス〕



対策の強化

《商品化後のロス削減の取組》

- ① 厳しい納品期限（3分の1ルール）等の商慣習の見直しを経営層に強力に要請
- ② 企業の定期情報開示における食品ロス削減の取組状況に関する記載を経営層に要請
- ③ 消費者の行動変容を官民協働で啓発
- ④ 賞味期限の延長、AIを活用した需要予測の精緻化等民間等が保有する新たな技術・手法の導入、新商品の開発促進

《上記を実施しても発生する期限内食品ロスへの対応》

- ⑤ 製造事業者や物流事業者とフードバンクとのマッチングやネットワークの構築を官民協働で推進
- ⑥ フードバンク等における保管、運搬、人員の確保方策の収集・共有

